

第74回東海四県スポーツ推進委員研究大会配宿等業務 基本仕様書

1 委託業務名

第74回東海四県スポーツ推進委員研究大会配宿等業務

2 目的

令和8年度において、東海四県スポーツ推進委員研究大会実行委員会（以下「委託者」という。）が第74回東海四県スポーツ推進委員研究大会（以下「大会」という。）を開催にするにあたり、大会の配宿業務等を効率的かつ円滑に実施する。

3 大会概要

別紙1 「第74回東海四県スポーツ推進委員研究大会 開催要項（案）」のとおり

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

5 大会参加者数（見込）

約2,000人（うち、宿泊者数約1,500人）

なお、令和8年9月頃に委託者が参加者予備調査の結果を通知するので参考にすること。

開催 年度	回	開催地		参加人数（人）				うち、 宿泊者数
				愛知 県	静岡 県	三重 県	岐阜 県	
R6	72	三重県四日市市	1840	675	385	315	465	928
R5	71	静岡県静岡市	1920	626	657	186	451	1113
R4	70	愛知県岡崎市（1日開催）	1704	728	369	185	422	—
R3	69	岐阜県岐阜市		オンライン開催				—
R2	68	三重県伊勢市		新型コロナウイルス感染症により中止				
R1	67	静岡県浜松市	2,196	835	640	222	499	1,526
H30	66	愛知県豊橋市・蒲郡市	2,316	1,051	489	274	502	1,406
H29	65	岐阜県下呂市	2,316	883	488	296	649	1,742
H28	64	三重県伊勢市	2,363	905	515	391	552	1,753

6 実施会場

全体会：蒲郡市民会館「大ホール」「中ホール」（愛知県蒲郡市栄町3-30）

分科会：蒲郡市民会館「大ホール」「中ホール」「東ホール」（愛知県蒲郡市栄町3-30）

7 日程

令和9年2月19日（金）～2月20日（土）

※令和9年2月18日（木）も第2回理事会、情報交換会に係る業務あり。

8 價格設定

- (1) 大会参加費 1人2,300円
- (2) 宿泊料 1人15,000円程度（1泊2食つき、サービス料・消費税込、入湯税の課税施設については入湯税込み）
- (3) 提案いただく宿泊料（15,000円程度）の中には、以下の費用を含める。
 - ・宿泊料
 - ・参加申込受付等の業務

9 業務内容

- (1) 東海四県スポーツ推進委員連絡協議会第2回理事会及び情報交換会に係る業務
 - ・令和8年度第2回理事会及び情報交換会（令和9年2月18日（木））に係る会場手配、役員等の情報交換会の会費徴収、役員等の宿泊手配
 - ・一人当たりの宿泊料金単価は、15,000円程度（1泊2食つき、サービス料・消費税込、入湯税の課税施設については入湯税込み）とする。
 - ・第2回理事会及び情報交換会は、宿泊場所もしくはその周辺で実施し、情報交換会の会費は別途、参加役員等より徴収する。
- ※参加者 20名程度。
- ※2月18日（木）の役員等宿泊場所については、19日（金）と同じでなくともよい。

- (2) 参加申込受付等業務

ア 大会開催要項の作成

- ・大会開催要項（大会概要、参加申込、宿泊、昼食、シャトルバス代金等を記載）をA4判デジタルデータで原稿（6頁程度）を作成する。
- ・開催要項の作成にあたっては、委託者が作成例を提供するのでそれを参考とし、校了前に委託者の確認を得ること。

イ 参加申込の受付

- ・大会参加の申込、変更、キャンセルを受け付ける。参加申込用の専用ホームページを開設して入力フォーム等で受け付ける、Excelでとりまとめなど、方法は受託者の提案によるものとする。ただし、参加申込は各県及び各市区町村単位で受け付けるものとし、各県スポーツ推進委員協議会事務局に管内のとりまとめ等を依頼することのないように留意すること。
- ・申込の入力内容には、全体会・分科会への参加希望、宿泊の有無、情報交換会開催の有無、会場・宿泊施設までの移動手段を含めること。

ウ 参加者名簿及び宿泊者名簿の作成

- ・市区町村別の参加者名簿及び宿泊所別の宿泊者名簿を作成し、Excelデータを委託者へ提出する。

- エ 参加費・宿泊費等の徴収
- ・参加費、宿泊費、弁当代、シャトルバス利用料を徴収する。
 - ・参加費については、徴収後すみやかに委託者の指定する口座に振り込むこと。
 - ・宿泊、弁当代、シャトルバス利用に係る費用は、受託者から直接各業者へ支払うこと。
- オ シャトルバスの運行手配
- ・シャトルバスについては、ピストン輸送、宿泊施設のバスを依頼する等、極力台数を抑え、費用の削減に努めること。
 - ・シャトルバスの運行費用、運行に伴うスタッフの人件費は、原則、シャトルバス利用料で賄うよう料金設定すること。
 - ・シャトルバスの手配については、蒲郡市周辺で手配することが望ましい。
- 【1日目（2月19日）】
全体会会場（蒲郡市民会館）～宿泊場所（蒲郡市周辺）
- 【2日目（2月20日）】
宿泊場所（蒲郡市周辺）～分科会会場
- ・シャトルバスの駐車場を確保すること。
- カ 参加者の駐車場確保、参加者への駐車場案内及び交通整理
- ・駐車場の費用は、場所ごとに台数、費用が分かるようにすること。
 - ・公営の駐車場を確保するなど、極力、費用の削減に努めること。

(3) 東海四県スポーツ推進連絡協議会事務局の費用負担について

- ・9(2)エの内、東海四県スポーツ推進連絡協議会事務局発注分に係る宿泊料金
 - ・9(2)オのシャトルバス借り上げ料と参加者からの徴収合計額との差額
※原則、シャトルバス借り上げ料は、参加者のシャトルバス利用料から支払うこと。
 - ・9(2)カの駐車場使用料については委託者が負担するものとし、支払方法は受託者の請求に基づき受託者指定の金融機関口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、この際の振込み手数料は委託者負担とする。
- また、支払期限は、その都度、適法な支払請求書を受理した日から30日以内の日。

(4) 大会運営補助

- 次の業務に従事するスタッフを配置すること。
- ・大会会場内に宿泊案内等のブースを設置し対応する。
 - ・大会会場にてシャトルバスの運行案内、誘導等を行う。
 - ・飛び入り参加者の受付、参加費徴収を行う。

(5) 配宿業務

- ア 宿泊施設の選定・確保
- ・大会参加者・バス乗務員等の宿泊手配（令和9年2月19日（金）～1泊）
 - ・宿泊施設客室は市町村ごとに相部屋も可とし、男女を別室として手配する。
 - ・バス乗務員等、各県事務局担当の宿泊施設客室は、シングルとする。
 - ・宿泊料金単価は、蒲郡市周辺の宿泊事情を勘案し、受託者からの提案とする。

ただし、一人当たりの宿泊料金単価（1泊2食つき、サービス料・消費税込み、入湯税の課税施設については入湯税込み）は15,000円程度とし、宿泊施設ごとに料金を設定すること。

イ 配宿

- 同一県の地区や、市町村ごとで、同一又は近隣の宿泊施設に配宿すること。

ウ 駐車場の確保

- 自家用車、大型・マイクロバス等で移動する参加者のために、宿泊施設での駐車場を確保すること。

エ その他

- 大会当日において、参加者と宿泊施設とで申込状況の認識に齟齬が生じるなどトラブルが発生した場合に、適切に対応すること。
- 宿泊施設の近隣に飲料（アルコール飲料を含む）を販売する施設がない場合は、必要に応じて飲料を販売できる体制を整えること。

10 留意事項

- 本仕様書に記載の内容は現時点で想定される事項を示したものであり、委託者及び受託者の調整により内容を変更または確定すること。
- 業務の実施にあたっては、業務責任者及び委託者と調整を行う担当者を配置し、適切に実施すること。
- 事故対応等については、委託者と協議のうえ対応すること。
- 感染症や悪天候、災害などの不可抗力を事由として事業を中止した場合、中止に伴って発生した経費は本業務に係る経費とすることができる。
- 感染症や悪天候、災害などの不可抗力を事由として事業を中止した場合、委託者と受託者と協議のうえ、委託料の精算を行うものとする。
- 業務の実施にあたっては、委託者と緊密な連絡を取り、その指示に従うこと。また、本仕様書等に明示なき事項及び本仕様書により難き事項については、その都度、委託者と協議のうえ進めること。

11 暴力団等の排除

受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

12 その他

- 責任者、担当者を配置し、常時連絡が取れる体制をとること。この業務に係る経費については負担しない。

(2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

13 特記事項

妨害又は不当介入に対する通報義務

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。
- (2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 受託者は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、委託者に届け出なければならぬ。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

- 2 受託者は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。
- 3 受託者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。
- 4 受託者は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員（派遣労働者を含む。）に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第5 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならぬ。

- 2 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、委託者の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、委託者の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第7 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏

えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 受託者は、委託者からこの契約による事務を処理するために利用する保有個人情報の引渡しを受けた場合は、委託者に受領書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ委託者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ委託者に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受託者は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。
- 7 受託者は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、委託者が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 受託者は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受託者は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 受託者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

- 第8 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、委託者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 3 受託者は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復

元できないように確実に消去しなければならない。

- 4 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を委託者に提出しなければならない。
- 5 受託者は、廃棄又は消去に際し、委託者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第9 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第10 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から引き渡された保有個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、委託者の承諾があるときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第11 受託者は、この契約による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、委託者の承諾があるときは、この限りでない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を委託者に提出して委託者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

- 3 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、委託者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

- 4 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

- 5 受託者は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、委託者の求めに応じて、その状況等を委託者に報告しなければならない。

- 6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受託者はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を委託者に提出して委託者の承諾を得なければならない。
 - (1) 再々委託を行う業務の内容
 - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再々委託の期間
 - (4) 再々委託が必要な理由
 - (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 受託者は、委託者の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、委託者に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

- 第12 受託者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。
- 2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、委託者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（立入調査）

- 第13 委託者は、受託者がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めること及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、委託者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時における対応）

- 第14 受託者は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により委託者に報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
 - 3 受託者は、委託者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 15 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、委託者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 16 受託者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者にその損害を賠償しなければならない。

個人情報取扱責任者等届出書

令和 年 月 日

東海四県スポーツ推進委員連絡協議会 会長 様

団体名

住所

代表者名

「第 74 回東海四県スポーツ推進委員研究大会配宿・会場設営・運営等」業務委託を実施するにあたり、契約書別記「個人情報取扱特記事項」第 3 に準じて、個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者を下記のとおり報告します。

個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者 :

【発行責任者】

【連絡先】